一般財団法人島根県バスケットボール協会

新型コロナウイルス感染症対策に関するご連絡

日頃より、当協会の活動に対しご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

4月になり島根県内でも新型コロナウイルス感染症の感染者が確認され、日本全体でも感染者の数は増えている状況です。4月16日には緊急事態宣言の対象が全国に広げられ、すべての学校に休校要請が出されました。そこで、当協会では新型コロナウイルス感染症の感染予防および拡散防止のために、新たに下記のような対策を講ずることにいたしました。

今後も政府等の見解を受け、島根県の状況に応じて新たな対策を講ずる場合は、随時お知らせする予定です。 島根県においてバスケットボールに関わる団体・個人・ファンの皆様には多大なご迷惑とご不便をお掛けいたし ますが、今般の事情をご賢察いただき、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 当協会主催の事業(会議、競技会、研修会、講習会等)について

緊急事態宣言が解除されるまで、すべての活動を延期または中止とする。緊急を要することなど、実施の必要がある場合は WEB 会議を行うなどして対応する。

2. 各チームの活動について

全カテゴリーのチームにおいて、緊急事態宣言が解除されるまで活動は中止する。なお、活動再開に際しては、 以下のことに注意すること。

- ① 小・中・高・特別支援学校の臨時休業が解かれていること。
- ② 所属長から活動の許可が出ていること。
- ③ 社会体育クラブについては、県教委や市町教委が活動の許可を出していること。
- ④ プレーヤーとその保護者の判断を優先し、参加を強要しないこと。

以上